

附属機関である審議会の会議については、県の情報公開条例第19条の規定により、原則公開する旨が定められているが、本日の議事は、以下の不開示情報を取り扱うため、非公開として開催する。

- ・ 令和6年10月24日に開催した県立高等学校将来構想審議会において、各部会については非公開として開催することが決定された。
- ・ 本日の議事は、各部会の検討状況及び各部会の検討状況について、本審議会において報告・審議するものであるが、**部会での審議状況は、最終的な意思決定までの途中経過**であり、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められ、**審議会での意思形成に支障が生じる恐れがあること。**（情報公開条例第8条第1項第6号該当）

<情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）【抜粋】>

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- （1）不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- （2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

※不開示情報（条例第8条第1項各号）

- （1）～（5）略
- （6）県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの。

【参考：情報公開条例の解釈及び運用基準（抜粋）】

- ・ 「県の機関」とは、県の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか**執行機関の附属機関を含む**ものである。
- ・ 「審議、検討、調査、研究等に関する情報」とは、県内部又は県、県が設立した地方独立行政法人、公社、国等の相互の間において**実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部又は機関相互間の審議、検討、調査、研究等に関する情報（以下、略）をいう。**
- ・ 「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは次のような情報をいう。
⇒ **最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの。（以下、略）**